

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢のみなさんが、心身ともに健康で安心して生活がおくれるよう支援するセンターです。

地域包括支援センターでは以下のサービスを提供しています。
(各地域包括支援センターの一覧は9ページを参照)

みんなの権利を守ります

高齢のみなさんが安心していきいきと暮らすために、みんなの持つさまざまな権利を守ります。成年後見制度の紹介や、虐待の早期発見・防止を進めます。

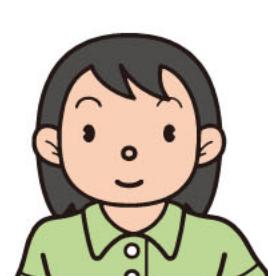
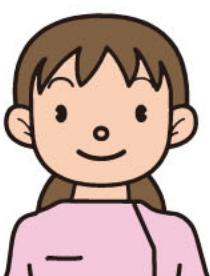
〈49ページ参照〉

なんでもご相談ください

高齢のみなさんやその家族、近隣に暮らす人の介護に関する悩みや問題に対応します。様々な相談を受け、適切なサービスの紹介や調整・利用につなげる等の支援を行います。

〈50ページ参照〉

地域包括支援センター



主任ケアマネジャー

保健師

社会福祉士

地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などが中心となって高齢のみなさんの支援を行います。3人はそれぞれ専門分野を持っていますが、専門分野の仕事だけ行うのではなく、互いに連携をとりながら「チーム」として総合的にみなさんを支えます。

さまざまな方面からみなさんを支えます

地域のケアマネジャーの支援のほか、高齢のみなさんにとって、より暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワークづくりに力を入れます。

〈50ページ参照〉

自立して生活できるよう支援します

要支援1・2の人や生活機能が低下していると判断された虚弱な高齢者を対象に、自立した暮らしを続けることができるようケアプランを作成し、支援します。

〈50ページ参照〉

① 権利擁護業務～みんなの権利を守ります～

お金の管理や契約に関することで不安なとき、頼れる家族がない場合などには、成年後見制度（※）を利用できます。地域包括支援センターで成年後見制度の利用が必要と判断した場合は、申立てなど手続きの支援につなげます。

（※）成年後見制度とは、不動産や預貯金などの財産管理、介護などのサービスや施設への入所などに関する契約といった場面において適切な判断をすることが難しくなった高齢者や知的障害・精神障害のある人を支援する制度で、家庭裁判所への申立てが必要です。

次のようなお悩みは、地域包括支援センターにご相談ください。

預貯金通帳や財産の
管理が自分では不安に
なってきた

悪質な商法によって
高額な買い物を
させられた

介護サービス事業者の
対応に不満を訴えても
改善されない

など

▶権利擁護にかかるその他の相談窓口

高齢者・障害者等権利擁護相談事業

専門家が相談に応じます。

対象者	市内在住の高齢者、知的・精神障害のある人及びその家族
内容	財産管理や介護サービス利用に関する契約、遺産相続、遺言などについて専門家が相談に応じます。
相談日	1回／月（原則、第3水曜日 午後） (高齢者支援課へ申込み ☎66-1012)

舞鶴市成年後見支援センター

内容	●成年後見制度に関する相談と利用支援 ●親族後見人への相談支援 など
開設時間	月～金曜日、8時30分～17時15分
開設場所	中総合会館3階（社会福祉協議会内） (お問い合わせ先 ☎62-5530)

高齢者虐待について

●高齢者虐待とは？

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」では、家庭における介護者または施設等の職員による「身体的虐待」「介護・世話の放棄」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」の5種類が定義されています。

●虐待かな？と気づいたら

虐待を受けたと思われる高齢者を発見した人は、通報することまたは通報するように努力することが法律で義務付けられています。

高齢者虐待に関する相談や通報は、市役所高齢者支援課またはお近くの地域包括支援センターにご相談ください。

② 総合相談支援業務～なんでもご相談ください～

地域包括支援センターでは、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、介護や福祉等に関する相談を受け、介護保険サービスにとどまらず、適切なサービス、機関又は制度の利用につなげていく等の支援を行います。「どこに相談するのかわからない」といった悩みもまずはご相談ください。

例えはこんな悩み

- 家族が認知症になってしまった。どうしたらいいかわからない。
- 足腰が弱ってきて、ご飯をつくるのが大変になってきた。
- 近所の高齢者が閉じこもっておられて気になっているが、どうしたらよいだろう。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ～さまざまな方面からみなさんを支えます～

高齢のみなさんに直接支援するほかにも、地域のケアマネジャーが円滑に仕事ができるよう支援を行っています。

また、より暮らしやすい地域にするため、医療機関を含め、様々な関係機関とのネットワークづくりに力を入れています。

④ 介護予防ケアマネジメント業務 ～自立して生活できるよう支援します～

要介護認定で「要支援1」「要支援2」と判定された人や基本チェックリストで生活機能が低下していると認められる人の「介護予防ケアプラン」を作成します。

また、介護保険以外のサービスで市内にて行われている取組を紹介し、いつまでも健康で過ごせるように支援を行います。

★お問い合わせは お近くの地域包括支援センター（9ページ参照）
または、舞鶴市役所 高齢者支援課（☎66-1018）